１．主旨・財源

４．あさひ子どもの未来応援助成金

身近な地域での子ども食堂、学習支援、居場所づくり等、旭区の子どもの育ちを支援するために実施する事業について助成します。財源は、寄付者の意向に基づき創設した「あさひ子どもの未来応援基金」です。

２．助成金交付団体

上記主旨の取組を自主的に行う、または行う予定のある単一のグループ・団体

　※1団体1事業の申請

３．対象の活動

主に旭区内において実施する事業とし、次の各号の全てに該当するもの。

(1)主に子どもを対象に食事の提供や学習支援、居場所づくり等、身近な地域における

子どもの育ちを支援することを目的とした取組であること。

(2)２ヵ月に１回以上継続的に活動を行うこと（ただし、荒天やその他のやむを得ない

事情により開催が出来なかった場合を除く）。

(3)参加費が無料又は低廉（実費相当程度）であること。

* 次の各号に該当する事業は対象外となります。

1. 営利目的または特定の団体や個人のみが利益を受けるもの。
2. 団体構成員のみの交流や親睦を主な目的とするもの。
3. 未就学児の子と保護者のみが対象で、仲間づくりや情報交換、育児の支援を目的としたもの。
4. 公的サービスと同一事業であるもの。
5. 行政（国・県・市・区）からの補助・助成を受けているもの。
6. 政治上の主義を推進するもの。
7. 宗教の教義を広め、信者を教化育成するもの。
8. 公序良俗に反するもの。

４．受付期間

**令和８年１月30日（金）まで随時受付**

**※ただし、新規立ち上げ団体は12月19日（金）まで**

５．申込方法

**まずは、助成金担当職員へご相談ください**。ご相談後、申請書と必要書類を上記期間内にご提出ください。手続き方法はＰ２「旭区社協独自助成金　申込手続きの流れ」のとおり。

６．助成要件・助成限度額・助成対象経費

　別紙を参照してください。

※1,000円単位で申請してください。

７．提出書類

　１．申請書

　２．活動内容が分かる資料（企画案、周知チラシ等）

８．審査方法

　本会会長決裁とします。

９．その他

１．「あさひふれあい助成金」等と重複申請が可能です。重複して申請可能な助成金につい

ては、別紙を参照してください。

２．その他、社会情勢を踏まえて特定の目的をもって交付される「臨時交付金」については、重複申請が可能です。

３．収支報告において支出額が助成額を下回った場合は、その差額を返還いただきます。

★助成金について、旭区社会福祉協議会にお気軽にご相談ください。

皆さんと話しながら一緒に考え、申請のお手伝いをさせていただきます！

申請・問合せ先

社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会

〒241-0022　　横浜市旭区鶴ケ峰1-6-35　　電話：045-392-1123　／　FAX：045-392-0222

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Mail：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp